

事務連絡
令和6年4月5日

共同生活援助の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

共同生活援助の事業所におかれましては、基本報酬および前年度の実績を踏まえて届出が必要な加算について、書類の提出をお願いします。

1 届出を行う内容について

① 基本報酬区分の届出について

基本報酬の区分が見直しされたため、

これまであった世話人配置4:1以上及び5:1以上の区分は廃止となりました。

令和6年度以降の基本報酬区分では、共同生活援助サービス費（Ⅰ）は世話人配置6:1以上となります。

（指定基準における人員基準配置のとおり。）

よって、令和5年度まで旧共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人配置4:1以上）、旧共同生活援助サービス費（Ⅱ）（世話人配置5:1以上）を算定していた事業所は全て、4月1日付での算定変更の届出が必要です。

必要書類

- ・様式第5号（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）
- ・様式第5号 別紙1-2（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表）

② 人員配置体制加算の届出について

4月以降も、世話人配置4:1以上、および5:1以上の人員配置を維持する事業所については、人員配置体制加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の届出が必要です。

なお、人員配置体制加算（Ⅰ）は

「基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を配置すること。」

人員配置体制加算（Ⅱ）は

「基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置すること。」

が必要です。

※特定事業者換算方法とは、従業者の合計勤務時間数（基準人員の配置時間を除く）を40で除することをいいます。

（次ページに続く）

必要書類

- ・算定届の別紙 60

算定の可否をご確認の上、届出をお願いいたします。

③ 夜間支援等体制加算の届出について

夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定にあたり、夜間支援対象利用者の数は、現に入居している利用者の総数ではなく、前年度の1日当たりの平均利用者数に基づき決定されます。

このため、令和5年度の利用実績を集計した結果、夜間支援対象利用者の数に変動が生じる場合、4月1日付で算定変更の届出が必要となります。

必要書類

- ・算定届の別紙 8、
- ・算定届の別紙 10

2 提出期限

[1]4月22日(月曜日)までの提出→4月から算定

[2]4月30日(火曜日)までの提出→4月から算定

※[2]の場合、データ反映が5月以降となるため翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

3 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 北館3階

尼崎市 福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当

(電話番号)06-6489-6522 (ファクス番号)06-6482-3512

4 その他

・上記以外にも、令和6年度に新設された加算、算定要件が変更となった加算があります。

報酬改定の内容をご確認された上で、令和6年度より算定を希望される場合は、併せて届出をお願いいたします。

(上記提出期限までにご提出の場合は、4月から算定可能です。)

・但し、令和5年度以前から算定要件が変更されていない加算の取得は、通常どおり前月15日までの届出が必要となりますので、ご注意ください。

・必要書類は、「様式第5号 別紙1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表)」に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上

(法人指導課 障害事業所指定担当)